

監査公表第7号

地方自治法第199条第7項の規定による出資団体監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、当該結果を公表します。

なお、監査委員 沖本恭治は、一般財団法人倉橋まちづくり公社の顧問税理士であるため、地方自治法第199条の2の規定により除斥しています。

監査の対象団体（所管課）

一般財団法人倉橋まちづくり公社（観光振興課）

令和7年6月9日

呉市監査委員

大 下 正 起

阪 井 昌 行

出資団体監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による出資団体監査

2 監査の対象団体（所管課）

一般財団法人倉橋まちづくり公社（観光振興課）

3 監査の期間

令和6年12月25日から令和7年3月26日まで

4 監査の対象

令和6年度における出納その他の事務の執行。ただし、必要に応じて、過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては、監査の対象とした事務が、法令、定款等に適合し、適正に行われているかに主眼を置いた。

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

8 監査の結果

1 から 6 まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において、法令、定款等に適合し、財政的援助等の目的に沿って行われていると認めた。

なお、是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。

指摘事項

(1) 前年度の決算書の勘定科目について、財務規程に定めた勘定科目と一致していない箇所が多数あった。

については、決算書の作成に当たっては財務規程に基づき作成されたい。

(2) 借入金について、次の事例があった。

ア 財務規程によれば、一時借入金に限定されているにもかかわらず、長期借入金を借り入れていた。

イ 長期借入金に係る融資の申請については、令和 2 年度の理事会及び評議員会の議案として提案され、理事又は評議員による書面の同意により、当該提案は可決する旨の決議があったものとみなされているが、当該決議があったものとみなされた日より前に、融資の申請又は契約を行っていた。

ウ 評議員による書面の同意について、記載が誤っている箇所があった。

については、適正な事務処理をされたい。

(3) 出納員は、毎月、合計残高試算表を翌月 10 日までに作成しなければならないと財務規程に規定されているにもかかわらず、作成していなかった。

については、適正な事務処理をされたい。

(4) 公社の一切の取引に関する記録は、会計伝票により行うものとされ、起票の都度、出納命令者の決裁を受けるものと財務規程に規定されているにもかかわらず、出納命令者の決裁を受けていなかった。

については、適正な事務処理をされたい。

(5) 前年度の決算書において、基本財産運用益が適切な勘定科目に計上されていなかった。

今後、基本財産運用益の計上に当たっては、十分注意されたい。

監査公表第8号

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、当該結果を公表します。

監査の対象団体及び施設（所管課）

1 対象団体

ビルックス・JTB共同企業体

2 施設（所管課）

広島県立県民の浜，かまがり天体観測館，かまがり海と島の工作館，コテージかまがり，かまがり温泉やすらぎの館及び呉市蒲刈B&G海洋センター（観光振興課及びスポーツ振興課の共管）

令和7年6月9日

呉市監査委員

大 下 正 起

沖 本 恭 治

阪 井 昌 行

公の施設の指定管理者監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査

2 監査の対象団体及び施設（所管課）

(1) 対象団体

ビルックス・JTB共同企業体

(2) 施設（所管課）

広島県立県民の浜，かまがり天体観測館，かまがり海と島の工作館，コテージかまがり，かまがり温泉やすらぎの館及び呉市蒲刈B&G海洋センター（観光振興課及びスポーツ振興課の共管）

3 監査の期間

令和6年12月25日から令和7年3月26日まで

4 監査の対象

令和6年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行。ただし，必要に応じて，過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては，監査の対象とした事務が，法令，基本協定書，事業計画書等に適合し，適正に行われているかに主眼を置いた。

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき，関係書類，諸帳簿等を調査するとともに，関係者から説明を聴取するなどの方法により，呉市監査基準に準拠して実施した。

7 監査の結果

1 から 6 まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において、法令、基本協定書、事業計画書等に適合し、財政的援助等の目的に沿って行われていると認めた。